

資 料

（不良債権処理関係）

目

次

1. 平成15年度税制改正（租税特別措置）要望事項 《金融再生プログラム関係》	1
2. 平成15年度における税制改革についての答申（抄）	2
3. 不良債権の直接償却と間接償却	3
4. 貸倒損失等として損金算入が認められる場合	4
5. 個別評価金銭債権に係る貸倒引当金	5
6. 企業間信用のイメージ図	6
7. 最近における不良債権処理への対応	7
8. 事前相談の状況等	8
9. 不良債権の償却と繰延税金資産	9
10. 欠損金の繰戻し	10
11. 欠損金の繰越し	11
12. 欠損金の繰越・繰戻期間、簿書等の保存期間、除斥期間、立証責任の国際比較	12

平成 15 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

《金融再生プログラム関係》

（金融庁）

制 度 名	金融機関の自己資本を強化するための税制措置		
税 目	法人税		
要 望 の 内 容	○ 金融機関について、企業会計上の貸倒償却及び貸倒引当金（個別貸倒引当金及び一般貸倒引当金）の全額損金算入を認める。 ○ 金融機関について、欠損金の繰戻還付（現行 1 年）の凍結を解除するとともに、繰戻し期間を 15 年に延長する。 ○ 金融機関について、欠損金の繰越控除期間（現行 5 年）を 10 年に延長する。		
		減税見込額 （平年度）	9 兆 5,000 億円

平成 15 年度における税制改革についての答申（抄）

—あるべき税制の構築に向けて—

平成 14 年 11 月
税 制 調 査 会

第二 平成 15 年度税制改正における個別税目の改革

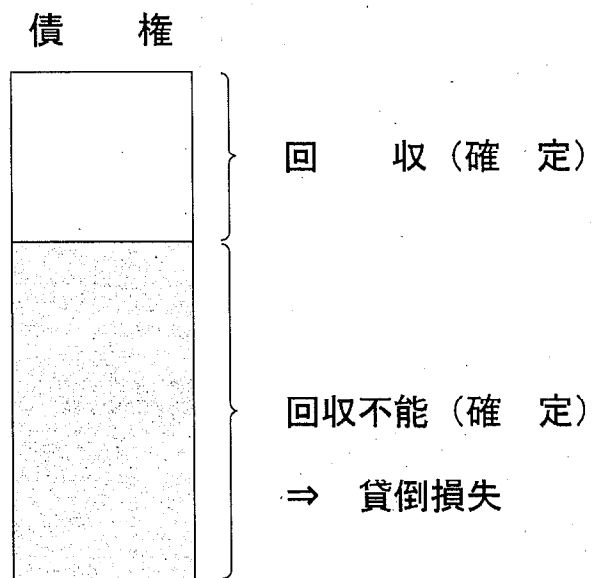
二 法人課税

4. 金融機関の不良債権処理と税制

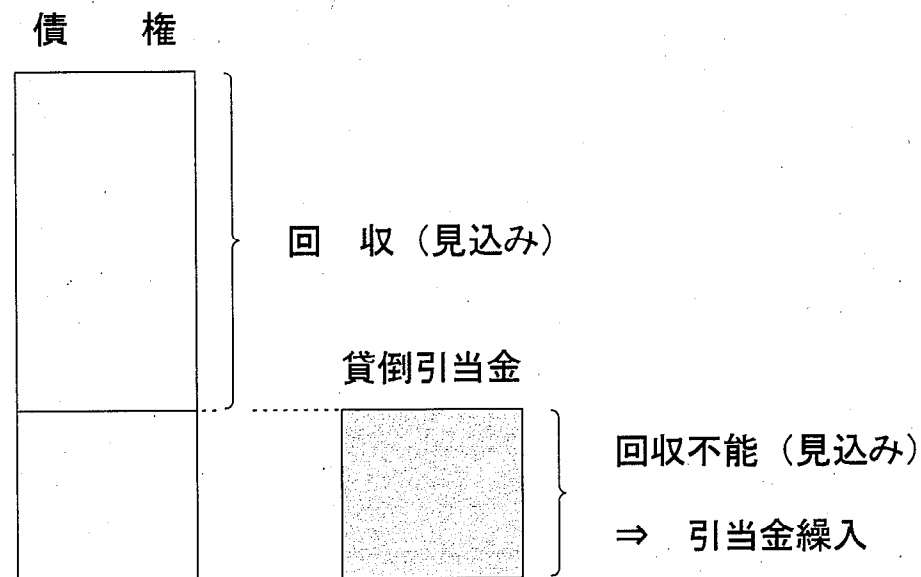
わが国金融・産業の再生を図る観点から、金融機関の不良債権処理の加速は重要な課題である。このため繰延税金資産の取扱いをはじめとする諸課題に対し、金融行政、企業会計を含め全体として相互の関連を考慮しつつ検討しなければならない。その対応策の一環として、税制面の対応についても検討する必要がある。その際、課税の適正・公平の原則をはじめ、税務執行、企業全体に及ぼす影響等を踏まえねばならない。

不良債権の直接償却と間接償却

＜直接償却＞



＜間接償却＞



[損失確定の判定基準]

- 法律上の貸倒損失
会社更生法、民事再生法等に基づく金銭債権の切捨て
- 事実上の貸倒損失
債務者の資産状況、支払能力等からみて全額回収不能
- 形式上の貸倒損失
売掛債権について取引停止又は最後の弁済から1年以上経過

[損失見込の計算方法]

- 一部回収不能見込金銭債権 —— 個別評価
回収不能見込額
- その他の金銭債権 —— 一括評価
期末金銭債権 × 貸倒実績率

(参考) 関係会社の整理・支援
解散等に伴う損失負担等／合理的な再建計画に基づく債権放棄等

貸倒損失等として損金算入が認められる場合

貸倒損失等として損金算入が認められる場合	損金算入額
○法律上の貸倒損失（基通 9-6-1） 金銭債権について次に掲げる事実が発生した場合 ① 会社更生法等の規定による更生計画認可の決定又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定 ② 商法の規定による特別清算に係る協定の認可若しくは整理計画の決定又は破産法の規定による強制和議の認可の決定 ③ 法令の規定による整理手続によらない関係者の協議決定で次に掲げるもの イ 債権者集会の協議決定で合理的な基準により債務者の負債整理を定めているもの ロ 行政機関又は金融機関その他の第三者のあっせんによる当事者間の協議により締結された契約でその内容がイに準ずるもの	その決定等により切り捨てられることとなった部分の金額
債務者の債務超過の状態が相当期間継続し、その金銭債権の弁済を受けることができないと認められる場合において、その債務者に対し書面により明らかにされた債務免除額	その債務免除額
○事実上の貸倒損失（基通 9-6-2） 債務者の資産状況、支払能力等からみてその金銭債権全額が回収できないことが明らかになった場合（担保物があるときはその担保物を処分した後、保証債務は現実にこれを履行したあとに限る）	その全額
○形式上の貸倒損失（基通 9-6-3） 債務者について次の事実が発生した場合 ① 債務者との取引を停止した時以後 1 年以上経過 ② 法人が同一地域の債務者について有する当該売掛債権の総額がその取立てのために要する旅費その他の費用に満たない場合において、当該債務者に対し支払いの督促をしたにもかかわらず弁済がない	売掛債権の額から備忘価額を控除した残額

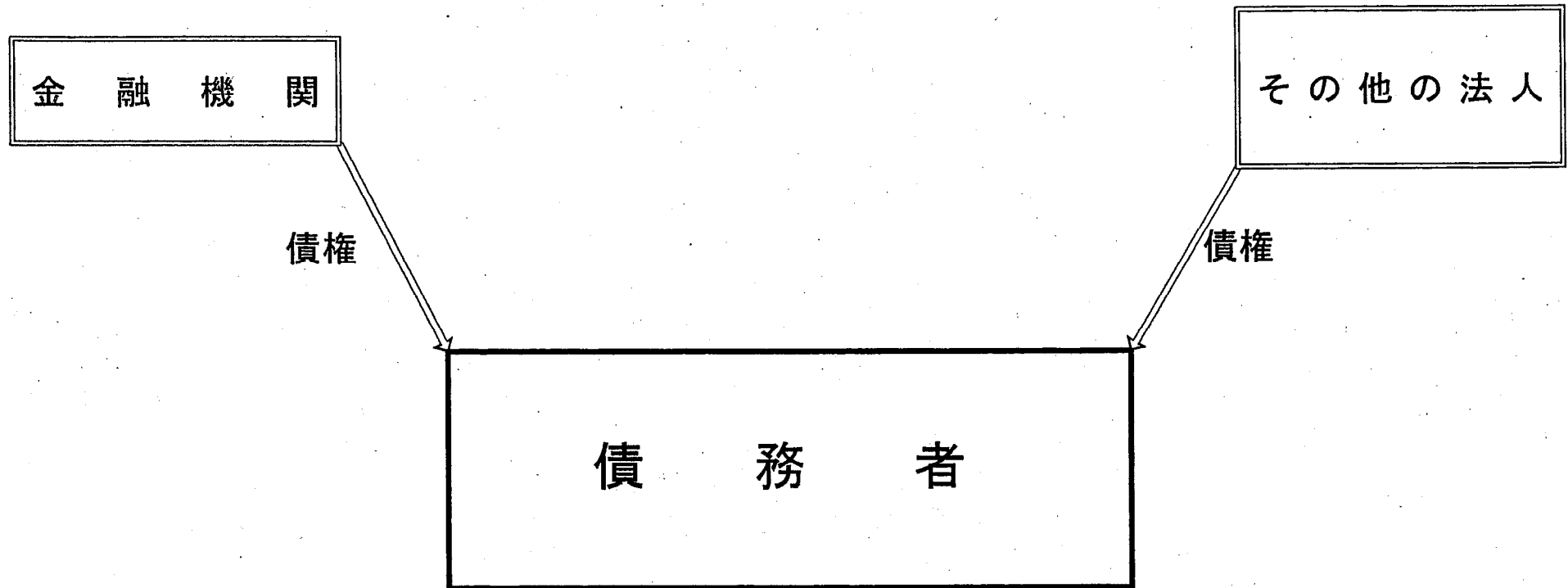
（参考）関係会社の整理・支援（基通 9-4-1、9-4-2）

子会社等の解散、経営権の譲渡等に伴い当該子会社等のために債務の引受けその他の損失負担又は債権放棄等をした場合において、その損失負担等をしなれば今後より大きな損失を蒙ることになることが社会通念上明らかであると認められるためやむを得ずその損失負担等をするに至った等そのことについて相当な理由があると認められるとき	その損失負担等により供与する経済的利益の額
その子会社等に対して金銭の無償若しくは通常の利率よりも低い利率での貸付け又は債権放棄等をした場合において、その無利息貸付け等が例えば業績不振の子会社等の倒産を防止するためにやむを得ず行われるもので合理的な再建計画に基づくものである等その無利息貸付け等をしたことについて相当な理由があると認められる場合	その無利息貸付け等により供与する経済的利益の額

個別評価金銭債権に係る貸倒引当金

個別評価金銭債権に係る引当金の計上が認められる場合	繰入限度額
債務者が次の事由に基づいて弁済を猶予され、又は賦払により弁済される場合 ① 会社更生法等の規定による更生計画認可の決定 ② 民事再生法の規定による再生計画認可の決定 ③ 破産法の規定による強制和議の認可の決定 ④ 商法の規定による特別清算に係る協定の認可 ⑤ 商法の規定による整理計画の決定 ⑥ 法令の規定による整理手続によらない関係者の協議決定で次に掲げるもの - イ 債権者集会の協議決定で合理的な基準により債務者の負債整理を定めているもの - ロ 行政機関、金融機関その他第三者のあっせんによる当該者間の協議により締結された契約でその内容がイに準ずるもの	その事由が生じた事業年度終了の日の翌日から5年を経過する日までに弁済されることとなっている金額以外の金額（取立て等の見込みがあると認められる部分を除く。）
債務者の債務超過の状態が相当期間継続し、かつ、事業に好転の見通しが立たないこと、災害、経済事情の急変等により多大な損害が生じたこと等の事由が生じていることにより、個別評価金銭債権の一部の金額について取立て等の見込みがないと認められる場合	その取立て等の見込みがないと認められる金額
債務者について次の事由が生じている場合 ① 会社更生法等の規定による更生手続開始の申立て ② 民事再生法の規定による再生手続開始の申立て ③ 破産法の規定による破産の申立て ④ 商法の規定による整理開始又は特別清算開始の申立て ⑤ 手形交換所による取引停止処分	個別評価金銭債権の額（実質的に債権と認められない金額及び取立て等の見込みがあると認められる部分を除く。）の100分の50に相当する金額
外国の政府、中央銀行又は地方公共団体に対する個別評価金銭債権について、これらの者の長期にわたる債務の履行遅滞によりその経済的な価値が著しく減少し、かつ、その弁済を受けることが著しく困難であると認められる事由が生じている場合	個別評価金銭債権の額（実質的に債権と認められない金額及び取立て等の見込みがあると認められる部分を除く。）の100分の50に相当する金額

企業間信用のイメージ図



最近における不良債権処理への対応

金融機関等による再建支援等措置に係る事前相談体制の整備（平成4年～）

子会社や取引先等の債務者を整理・再建させるために、損失負担、債権放棄又は無利息貸付等を行った場合に、それが合理的な再建計画に基づくものであるかどうか等についての事前の納税相談に対応するため、全国の国税局に相談窓口を設置。

金融再生トータルプランへの対応（平成10年）

- ・ 再建支援に伴う債権放棄等による利益供与に関する税務上の取扱い等の明確化
合理的な再建計画に基づく子会社等への債権放棄等による利益供与が寄附金に該当せず、損失として税務上損金算入される旨の取扱いについて、一層の明確化を図るため、通達を改正。
- ・ 適正評価手続き（デューデリジェンス）に関する税務上の取扱いに関する対応
金融機関等が不良債権等を流動化する際の債権の取引価額について、「適正評価手続」に基づいて算定された価額については、適正な収支予測額及び割引率等に基づいて算定されたものである場合には、適正な価額として取り扱う。

「私的整理に関するガイドライン」への対応（平成13年）

金融機関等がガイドラインに基づき再建計画を策定し、これに沿って債権放棄等を行う場合には、原則として合理的な再建計画に基づく債権放棄等に該当し、損失として税務上損金算入される旨取り扱う。

事前相談の状況等

○ 再建支援等に係る相談体制

子会社や取引先等の債務者を整理・再建させるために、損失負担、債権放棄又は無利息貸付等を行った場合の税務上の取扱いについての事前相談に応じるため、国税局に相談窓口を設置している。

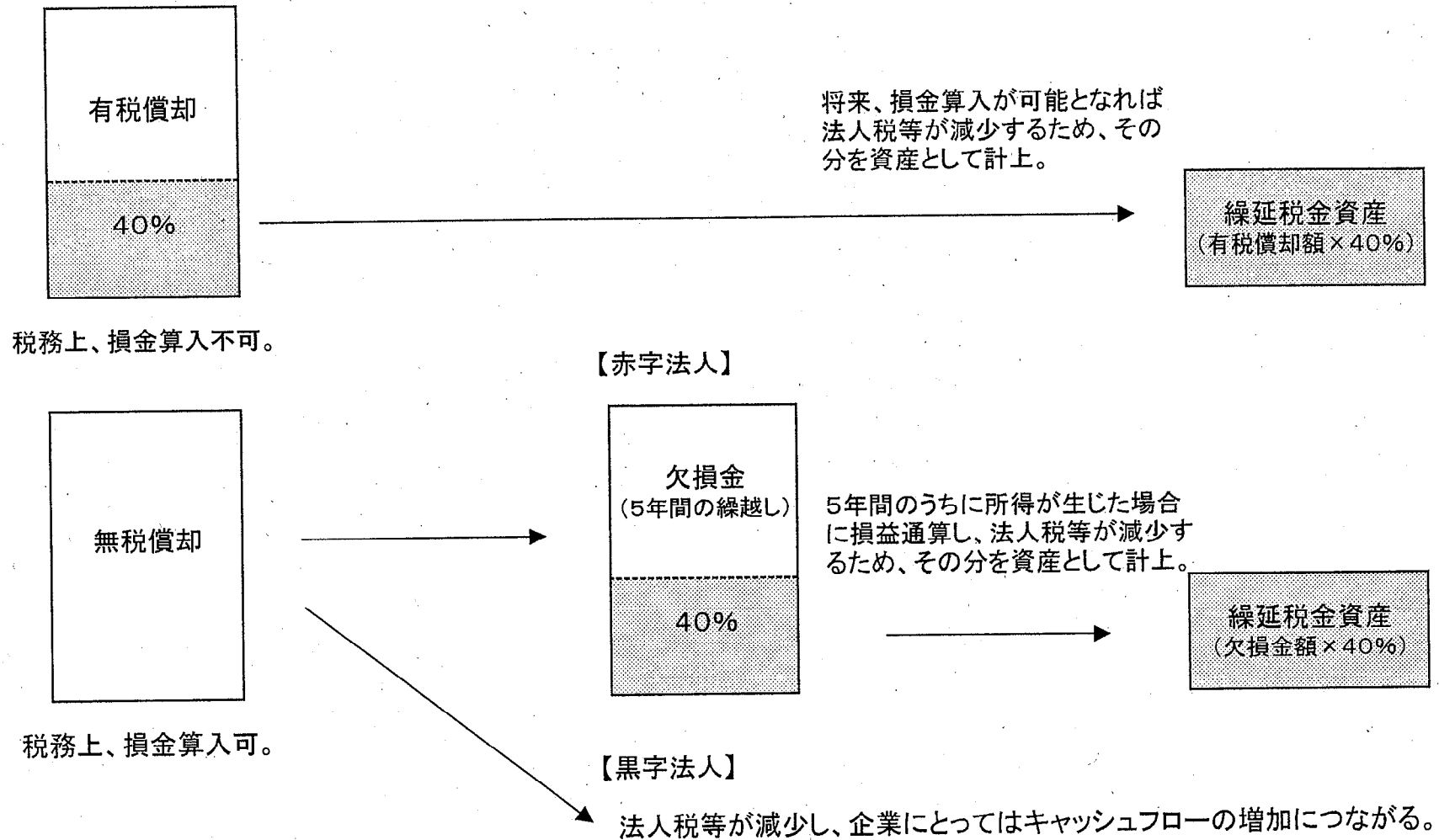
【相談窓口】

各国税局の審理課（官）（沖縄国税事務所にあっては法人課税課又は調査課）

【相談を受けて処理した件数】

平成14年12月末現在 約 7 6 0 件（相談窓口を設けた平成4年9月からの累計）

不良債権の償却と繰延税金資産



欠 損 金 の 繰 戻 し

1. 制度の概要

青色申告法人の欠損金については、欠損事業年度開始の日前1年以内に開始したいずれかの事業年度の所得に対する法人税の繰戻し（還付）が認められる。

2. 繰戻し還付の不適用

平成4年4月1日から平成16年3月31日までの間に終了する各事業年度において生じた欠損金については、赤字法人にも何らかの負担を求めるべきとの指摘及び極めて厳しい財政状況を踏まえ、解散、営業の全部譲渡、更生手続の開始等の事実が生じた場合や中小企業の設立後5年以内の各事業年度の場合等を除いて、繰戻し還付制度は適用されない。

（参考）

- ・ 欠損金の繰戻し還付の延長については、帳簿保存期間（5年又は7年）、除斥期間（5年、不正の場合は7年）との整合性が必要。帳簿の保存がなければ、過去の税額の妥当性を検証することは不可能。帳簿保存期間を延長することになれば、すべての企業に相当の事務負担となる。
- ・ 課税庁が不適切な点を確認した場合、それを更正決定できるようにしておく必要。除斥期間（更正決定できる期間）を延長することになれば、すべての企業が、より長期間にわたって更正決定の対象となりうることになる。
- ・ 還付を受けるには、繰り戻す年度に納税額があることが必要。

欠 損 金 の 繰 越 し

1. 制度の概要

災害損失金及び青色申告法人の欠損金については、5年間の繰越しが認められる。

2. 繰越期間の特例

産業活力再生特別措置法の事業再構築計画の認定事業者の同計画に基づく設備廃棄等による欠損金等、一定の場合には7年間の繰越しが認められる。

(参考)

欠損金の繰越期間の延長は、帳簿保存期間（5年又は7年）、除斥期間（5年、不正の場合は7年）との整合性が必要。

- ・ 過去の欠損金が適切かどうかを確認するためには、帳簿の保存が必要であるが、帳簿保存期間を延長することになれば、すべての企業に相当の事務負担となる。
- ・ 課税庁が不適切な点を確認した場合、それを更正決定できるようにしておく必要。

除斥期間（更正決定できる期間）を延長することになれば、すべての企業が、より長期間にわたって更正決定の対象となりうることになる。

欠損金の繰越・繰戻期間、簿書等の保存期間、除斥期間、立証責任の国際比較(未定稿)

		日 本	アメリカ	イギリス	ド イ ツ	フランス
欠 損 金	繰越期間	5 年	20 年	無期限	無期限	5 年
	繰戻期間	1 年 (注 1)	2 年 (注 2)	1 年	1 年 (注 3)	3 年
簿書等の保存期間		5、7 年	無期限	6 年	6、10 年	6 年
除斥期間 (注 4)		5 年 (不正の場合は 7 年)	3 年 (不正の場合は無期限)	6 年 (不正の場合は 21 年)	4 年 (注 5) (不正の場合は 10 年)	3 年 (注 5) (詐欺で告訴され た場合は 5 年)
立証責任		課税庁	納税者	納税者	納税者 (注 6)	課税庁

(注 1) 平成 4 年 4 月から適用停止中(平成 16 年 3 月まで)。なお、設立後 5 年以内の中小法人等については、本停止措置から除外し、欠損金の繰戻し還付を認める措置を講じている。

(注 2) 時限措置として、2001 年及び 2002 年に終了する課税年度に発生した欠損金に限り、繰戻期間が 5 年間に延長されている。

(注 3) 繰戻しの対象となる欠損金の限度額は 511,500 ユーロ(6,086 万円、1 ユーロ=119 円で換算)。

(注 4) 各国とも原則的な期間をあげており、過少申告や過失の程度等により例外が認められる場合がある。

(注 5) 起算日は、原則、申告書提出日の属する年の翌年。

(注 6) 経費や税務上の特典についての場合であり、納税者の収入については、課税庁に立証責任がある。